

太子町経営継続支援緊急対策利子補給金のご案内

概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内中小企業者等の負担軽減のため、運転資金のための融資を受け、国・県の利子補給制度の対象となる方について、国・県の利子補給以降も利子補給を行います。</p>
対象融資	<p>①日本政策金融公庫が扱う融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策衛経融資 <p>②商工中金が扱う融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機対応融資 <p>③兵庫県の制度融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応資金 <p>※原則として運転資金のための融資に限り、融資期間 15 年以内の融資とする。</p>
対象者	<p>下記に掲げる条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の融資を受け、国の特別利子補給制度の対象となる方、または兵庫県の利子補給制度の対象となる方 ・令和 2 年 1 月 29 日～令和 2 年 10 月 31 日に上記融資が実行された方 ・法人については町内に事業所または店舗を有し事業を行っている方 ・個人事業主については町内に住所を有する方 または町内に事業所若しくは店舗を有し事業を行っている方 ・町税等を完納している方 ・他の市区町村にて同様の利子補給を受けていない方 ・暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない方
補給金額 及び 補給期間	<p>(対象融資額上限) 4,000 万円 (対象金利) 1.36%以内 (補給期間) 初回償還月の 3 年を経過した後の 2 年間</p> <p>※国・県による利子補給が終了した後の 24 回目までの利子を補給対象とします。 ※延滞利息等は補給金の対象外です。</p>

■手続きの流れ

(1) 交付申請書の提出 初回償還月の3年を経過した後、下記の必要書類をご提出ください。

○上半期：1月1日～6月30日に支払った利子分は、7月20日提出期限

○下半期：7月1日～12月31日に支払った利子分は、翌年1月20日提出期限

1. 太子町経営継続支援緊急対策利子補給金交付申請書
2. 太子町経営継続支援緊急対策利子補給金認定通知書の写し
3. 対象期間中に支払った利子の額及び事実が確認できるもの
(通帳の写し、金融機関が発行する返済履歴証明書又は支払済額証明書等)
4. 法人：町内に事業所又は店舗を有し、事業を行っていることが確認できるもの
個人事業主：町内に住所を有すること、又は町内に事業所若しくは店舗を有し、
事業を行っていることが確認できるもの
< 日本政策金融公庫で融資を受けられた方のみ >
5. 国の特別利子補給制度を受けたことが確認できるもの
(確定通知等の写し等、初回の交付申請時のみ提出)

(2) 交付決定通知書の交付 申請内容を精査後、交付決定通知書を送付します。

(3) 補給金の交付 交付決定後、請求書で指定された口座に振り込みます。

※申請書等様式は、太子町 HP にて取得できます。



お問い合わせ・申請書類提出先

〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280-1

太子町役場 産業経済課 TEL：079-277-5993